

令和7年4月21日

常勤理事候補者の公募について（公募要項）

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

本協会では、下記により常勤理事候補者の公募を行います。

記

1 公募する役員のポスト及び募集人員

専務理事候補者 1名

2 就任日と任期満了日

(1) 就任日：令和7年6月に開催する定時評議員会の終結の時から

(2) 任期満了日：令和8年6月に開催する定時評議員会の終結の時まで

(以後の任期は2年とし、再任を妨げない。)

3 職務内容

別紙「職務内容書」のとおりです。

4 公募期間

令和7年4月21日(月)から同年5月9日(金)まで。

5 応募方法

(1) 応募書類

ア 履歴書（市販の用紙で可。写真（6ヵ月以内に撮影したもの。）添付のこと。自筆、ワープロいずれによるものも可）

（注）「職務内容書」の「必要な資格・経験等」の如何を確認し得る内容が記載されていることが望ましい。

イ 自己アピール文書（A4タテ横書き2枚以内。ワープロ使用のこと。）

（注）自らがそのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめたもの

ウ 3ヵ月以内の健康診断書（面接時には、労働安全衛生規則第43条で規定する11項目が含まれているものを提出願います。コピー可）

(2) 提出方法

郵送に限ります。封筒表に、「応募書類在中」と記載してください。なお、電子メー

ル等での応募は受け付けません。

(3) 提出先

郵便番号：105-0004

住 所：東京都港区新橋 1-18-6 共栄火災ビル

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会 事務局

(令和7年5月9日(金)17時00分までに必着)

(注) ①応募書類については、返却いたしません。

②応募に係る費用(面接等に係る交通費等)は、全額応募者負担とします。

③応募書類に記載された個人情報、応募者の選考及び連絡の目的のみに使用します。

6 選考方法

公募により、次のとおり選考します。

(1) 提出された応募書類等の確認を行い、理事長等による面接を行います。

(2) 理事会において、応募者の経歴及び資格等の内容を勘案し、応募の資格があると認められる者を候補者名簿に登載します。その際、応募者には、理事会に臨席していただくことがあります。

(3) 定時評議員会において、候補者名簿に基づき、理事(常勤)を選任します。

(4) 定時評議員会の終結後開催される臨時理事会において、専務理事を選定します。

(注) 選考の過程に関するご質問については、一切お答えできません。

7 問合わせ先

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

郵便番号：105-0004

所 在 地：東京都港区新橋 1-18-6 共栄火災ビル

電話番号：03-5512-7921 FAX：03-5512-7923

担 当：事務局長 梁嶋

職 務 内 容 書

1 一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会の概要

(1) 当協会は、昭和 43 年 3 月 30 日に財団法人日本エルピーガス機器検査協会として設立され、平成 24 年 4 月 1 日に新たな公益法人制度のもと、一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会となり現在に至っています。

(2) 主な業務内容は、以下のとおりです。

ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等に関する国内登録検査機関業務

イ 液化石油ガス器具等の検査及び試験（アの業務を除く。）

ウ 液化石油ガス器具等に関する普及及び啓発

エ 液化石油ガス器具等に関する調査及び研究

オ 産業標準化法に基づく液化石油ガス器具等に関する国内登録認証機関業務

カ 国際規格及び国内規格に関する審査登録機関業務

キ 液化石油ガス器具等に関する内外関係機関等との交流及び協力

ク 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

（注）本業務は、本邦及び海外で行います。

2 組 織（令和 7 年 4 月 1 日現在）

・評議員会

評議員（非常勤） 10 名

・理 事 会

理事長（代表理事）（非常勤） 1 名

専務理事（代表理事）（常勤） 1 名

理事（非常勤） 9 名

業務執行理事（常勤） 1 名

監事（非常勤） 2 名

・事 務 局

職員 28 名（パートを含む）

・事 務 所

本 部 〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-6 共栄火災ビル

中 央 検 査 所 〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-5-7

中部西日本支所 〒456-0002 愛知県名古屋市中熱田区金山町 1-19-13 川島ビル

3 公募ポスト等

専務理事候補者（常勤） 1 名

4 就任日 と 任期満了日

- (1) 就 任 日 令和 7 年 6 月に開催する定時評議員会の終結の時から
- (2) 任期満了日 令和 8 年 6 月に開催する定時評議員会の終結の時まで
(以後の任期は 2 年とし、再任を妨げない。)

5 専務理事の職務

専務理事は、理事長を補佐して当協会の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

関係法令並びに本協会の定款に基づき、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告する。

6 必要な資格・経験等

- (1) 本協会の経営運営改革に積極的に取り組む意欲を有しているとともに、公益法人等の経営、会計、人事、労務管理に関する十分な知識を有すること。
- (2) 本協会の業務は、第三者機関として検査業務及び審査業務を行っており、中立性・公平性及び透明性等が強く求められることから、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる等、公務員と同等以上の倫理観を有すること。
- (3) 日本国籍を有し、令和 7 年 6 月末の時点で満 63 歳未満であり、人格高潔で心身ともに健康であること。
- (4) 一般財団法人として今後運営に当たることから、公益法人制度改革について、その背景、目的及び内容に関し、深い理解を有すること。
- (5) 相当程度の組織規模を有する企業、法人、官庁等の管理職として勤務した経験を有し、本協会の組織を管理する十分なマネジメント能力を有していること。
- (6) 団体・企業、関係行政機関等との円滑な渉外交渉を行い、調整ができる十分な経験と能力を有すること。
- (7) 本協会の業務は、液化石油ガス器具等の安全を確保するための検査機関であることから、関連する法令等に十分な知識を有すること。

7 欠格事項等

(1) 欠格事項

次に掲げる者は、応募することはできません。

ア 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行が受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

- ① 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に違反したこと。
- ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に違反したこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定

に違反したと。

④ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2 第 1 項、第 222 条又は第 247 条の罪を犯したこと。

⑤ 暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）第 1 条、第 2 条又は第 3 条の罪を犯したこと。

⑥ 国税若しくは地方税に関する法律中、偽りその他の不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したこと。

イ 禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。

(2) 役員の解任

次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任されます。

① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

8 勤務条件

(1) 勤務形態：常勤

(2) 勤務地：本協会本部

〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-6 共栄火災ビル

(3) 勤務時間：勤務時間又は休暇に関し特段の定めはありませんが、本協会職員に準じた勤務になります。

(4) 報酬：本協会定款並びに役員報酬規程に基づき、評議員会で決定します。

(5) 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（年 1 回）など

(6) その他：当協会の諸規程等の定めるところによります。

以上